

議第69号

三島市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案

三島市立幼稚園保育料徴収条例（昭和40年三島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三島市立幼稚園保育料等徴収条例

第1条中「保育料」の次に「等」を加える。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（預かり保育サービス利用料の納付）

第7条 預かり保育サービス（法第59条第10号に規定する一時預かり事業として行われる教育活動であって、市立幼稚園の園児を対象とするものをいう。）を受け
る園児の保護者は、別表に定める額の預かり保育サービス利用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する保護者は、その月分の預かり保育サービス利用料を当該月の翌
月の末日までに、納入通知書により納付しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

| 区分 | 日額の預かり保育サービス利用料 |
|--|-----------------|
| 三島市公立学校管理規則（平成12年三島市教育委員会規則第3号。以下「管理規則」という。）第38条において準用する管理規則第3条第1項に規定する休業日以外の日 | 200円 |
| 管理規則第38条において準用する管理規則第3条第1項第3号に規定する学年始め休業日、同項第4号に規定する夏季休業日、同項第5号に規定する冬季休業日及び同項第6号に規定する学年末休業日（同項第1号に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く。） | 500円 |

備考 各月の初日において、預かり保育サービスを受ける園児の属する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は当該年度（4月から8月までの間に利用する場合にあっては、前年度）の市町村民税が非課税である世帯の場合は、当該月における預かり保育サービス利用料は、無料とする。

附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

平成28年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士